

③ 対象村落・VWC と民間業者との間で締結される維持管理委託契約書

また、VWC関係者の運営・維持管理実施能力の向上に関しては、DWR及び地方自治体によるモニタリング報告により確認を行う。

成果2：「対象サイトを取り巻く関係者（住民-民間OM会社-行政機関）が各々の役割を理解・認識したうえで関係者間の運営・維持管理業務における信頼関係の素地が作られる」

ここでは、運営・維持管理に関わる3者（住民-民間OM会社-行政機関）が、運営・維持管理体制全体における自分の役割を理解するのみでなく、他2者が果たす役割をも正しく認識した上で、建設的な関係を築いているかどうかの確認が求められる。これはソフトコンポーネント活動終了時に行う関係者へのアンケート調査によってその達成度を確認することとする。

成果3：「建設された給水施設から供給される水の安全かつ効率的な利用について住民の理解が向上する」

ここではプロジェクト開始前と比較して、対象村落において、非衛生的な水源からの生活用水利用が減少すること、対象村落において用途に応じて水源の使い分けがなされること、対象村落住民による適切な衛生習慣（水源の保護、飲料水の適切な取扱、手洗い）の実践が増加することの確認が求められる。このため住民に対する啓蒙活動実施後の理解度をDWR・地方自治体によるモニタリング・評価報告によりその具体的な実践状況の確認を行うことが必要である。

成果4：「村落と民間業者による運営・維持管理活動について、行政側による指導・モニタリング・監督機能が強化される」

ここでは住民の運営・維持管理能力向上を支援する活動の効果、村落と民間OM会社による維持管理委託契約に基づく維持管理費積立・支払、施設故障時の対応結果等の記録が行政側によりモニタリングされ、記録が蓄積されていることの確認が求められる。

DWR・地方自治体によるモニタリング・評価報告の内容確認の他、民間OM会社及びVWCへのアンケート調査にてこれらの確認を行うことが必要である。

成果5：「建設されたソーラー式給水施設が持続的に運営・維持管理される」

ここでは建設された施設が適切に運営・維持管理されることが求められる。対象サイトに給水施設が継続的に稼働していることが、給水施設の引渡し後民間OM会社がVWCとの維持管理委託契約に基づいて作成し、DWR/地方自治体や対象村落に報告・提出する運営・維持管理記録にて確認されることとなる。

5. ソフトコンポーネントの活動（投入計画）

本プロジェクトはG/A締結後、約24ヶ月間で施設建設工事及び引渡しを完了する予定である。このためソフトコンポーネント活動計画もこれに沿ったものとなるが、モニタリングの一部は、給水施設の引渡し後に実施する。具体的にはこれらの活動計画は、A「全体工事開

始前」(詳細設計時～給水施設建設業者確定時に相当)、B「各サイトでの工事実施期間中」、C「各サイトの給水施設引渡し前～引渡し時」(施設建設実施時に相当)、D「全サイトで建設工事開始後の一定時期(各サイトでは前述のA～Cの時期のいずれか、もしくは各給水施設引渡しから本プロジェクト終了直前の時期に相当)」の4つの段階に大別される。

A. 全体工事開始前

当該期間の活動は成果1及び成果2に該当する。行政(DWR及び地方自治体)、村落レベルで本プロジェクトに関係する人員・組織のプロジェクトへの動員を図る。村落レベルでの活動実施を担当する要員(TAC-MDFTメンバー、地域保健指導員)を訓練し、VWCに対して村落レベルでの調整役として必要な調整能力、施設建設及び運営・維持管理体制準備における住民参加を主導するために必要なリーダーシップ、計画立案・会計管理能力等を強化するためのトレーニングを実施する。また、将来、維持管理委託契約を結ぶことになることが想定されるソーラー式給水システムの現地建設企業が決まった後は、運営・維持管理体制における3者(住民-民間OM会社-行政機関)の各々の役割の把握、相互理解と信頼の醸成を図るための活動を実施する。

B. 各サイトでの工事実施期間中

当該期間の活動は成果2及び成果3に該当する。工事実施前に修得した知識・技術の実践として、VWC及び地域保健指導員は住民参加促進、参加型衛生教育を定期的に行い、TAC-MDFTメンバーはこれらの活動をモニタリングし、問題点・改善点について指導する。

C. 各サイトでの給水施設引渡し前～引渡し時

当該期間の活動は成果4に該当する。VWCによる維持管理委託契約内容の理解促進を支援し、民間OM会社とVWCの間の信頼の醸成を図った上で維持管理委託契約の締結を促す。また、全活動終了時にソフトコンポーネントの達成状況ならびに効果について住民参加の下で評価し、VWCは工事開始前に策定した行動計画の見なおし、改善点・教訓の反映を図る。

D. 全サイトで建設工事開始後の一定時期(各サイトでは前述のA～Cの時期のいずれか、もしくは各給水施設引渡しから本プロジェクト終了直前の時期に相当)

当該期間の活動は成果4及び成果5に該当する。各対象サイトで実施された活動内容の履行状況や進捗状況をモニタリングし、日々の運営・維持管理業務へフィードバックする。また、運営上の個々の問題の解決、関係者の能力向上等を通じて、各サイト・レベルでの運営・維持管理体制の改善を図る。各サイトの工事の進捗に従い、前述の3段階に相当する時期、及び各給水施設の引渡し後から本プロジェクト終了直前の時期に邦人コンサルタントが計2回スポット的に実施する。

(1) 各活動の詳細実施計画

A. 全体工事開始前に行う活動

活動1 プロジェクトで建設される給水施設の運営・維持管理体制整備及びモニタリング・評価に関する行動計画策定 (活動所要期間:4日間)

1) 目的

- ① 本プロジェクトの基本方針、実施体制・スケジュール、プロジェクト実施における各主体の役割等、本プロジェクトについて DWR のカウンターパートならびに関係中央省庁職員の理解を促進する。
- ② 本プロジェクトの運営・維持管理体制について、住民、民間 OM 会社、行政機関の責任・役割、特に民間セクター参入による運営・維持管理活動の実施及び当該システム構築方法について合意する。
- ③ ソフトコンポーネント活動での達成目標、能力開発の対象者、アプローチ・手法、実施体制・スケジュール、工事工程との調整に際しての留意点等について合意する。
- ④ プロジェクト実施期間中のソフトコンポーネントによる能力開発支援活動、プロジェクト終了後の村落及び民間業者による運営・維持管理活動実施状況のモニタリング・評価に必要な実施計画、を策定する。

2) 対象者

DWR のカウンターパート、関係中央省庁職員（約 7 名）

関係機関からの参加者としては、DWR のカウンターパート、ならびに給水・衛生改善事業において DWR が協力関係を有する地方自治省地域開発局、保健省の職員を想定している。各地方自治体レベルでの活動実施に際しては、DWR の啓発普及員（以下「モチベーター」）は、これら二つの機関のモチベーターと協調して活動促進を行うため、モチベーターを各省で統括する担当者から本プロジェクトの実施方針・手法について理解を得るとともに、水・衛生・保健の統合的側面から運営・維持管理体制整備に有効なアプローチ・手法について協議する。

3) 活動実施担当者及び従事期間

実施担当者	従事期間	担当業務
現地 NGO/コーディネーター(1 名)	4 日	ワークショップのコーディネート、ファシリテーション
現地 NGO/アシスタント(1 名)	4 日	ファシリテーション補佐、記録作成
邦人コンサルタント (1 名)	4 日	ソフトコンポーネントを含むプロジェクトの本プロジェクトの説明、運営・維持管理計画の確認及びモニタリング・評価計画策定に際しての指導

4) 活動プログラム案

日程	主な内容	所要時間（目安）
1 日目	1. ワークショップの目的説明、ルールの設定	0.5 時間
	2. 計画準備調査から確認された対象地域の給水・衛生環境に関する問題点・課題のフィードバックと参加者によるレビュー（現況に対する共通認識の設定）	2.0 時間
	3. 本プロジェクトのログ・フレーム確認	1.0 時間
	4. 本プロジェクトの基本方針、実施体制、全体工程の確認	1.0 時間
	5. ソー式給水施設の運営・維持管理に関する関係者分析	1.5 時間
2 日目	1. 運営・維持管理体制整備に関する過去の取り組みの問題分析	2.0 時間
	2. 運営・維持管理体制整備に関する目的分析	2.0 時間
	3. 本プロジェクトの運営・維持管理体制整備における基本アプローチの確認（地方分権化、民間活用、衛生改善・衛生教育との統合的取り組み、ジェンダー/弱者配慮、コスト負担）	2.0 時間
3 日目	1. 運営・維持管理体制の設定	1.5 時間
	2. ソフトコンポーネント活動の目的、対象者、手法、実施担当者、スケジュールの確認	1.5 時間
	3. プロジェクト実施時及び実施後のモニタリング・評価の目的・指標設定	1.5 時間
	4. DWR による現行のモニタリング・評価、情報集約システムの見直し	1.5 時間
4 日目	1. モニタリング・評価の実施方法及び情報収集/伝達網の決定	2.0 時間
	2. モチベーターのための活動実施ガイドライン案の確認	2.0 時間
	3. 総括・ワークショップ 評価	1.0 時間

5) 手法

PCM (Project Cycle Management)、PLA (Participatory Learning and Action) 等の手法を活用して、全体討議とグループ作業を組み合わせながら、参加者自身による協議、分析、計画立案能力の向上を促進する。

6) 活動の成果品

DWR によるプロジェクトのモニタリング・評価計画書

活動 2 地方自治体レベルでの関係者の動員 (活動所要期間: 1 日/Area Council x 5 Area Council¹ 計 5 日間)

1) 目的

- ① 村落レベルでのプロジェクト実施に先立ち、本プロジェクト対象サイトが位置する Area Council の関係者に対し、計画の基本方針、内容、実施体制・スケジュール等の実施計画の説明を行い、協力を要請する。
- ② プロジェクトの実施ならびに運営・維持管理計画における、Area Council レベルの各関係者の責任・役割、情報伝達フローについて合意する。

2) 対象者

州事務所及び Area Council 事務所の担当職員²、Area Council 内で対象サイトが位置する各 Ward のチーフ、TAC の給水衛生関連メンバー (計 76 名 約 15 名/Area Council x 5 Area Council)

3) 活動実施担当者及び従事期間

実施担当者	従事期間	担当業務
現地 NGO/コーディネーター(1名)	計 5 日	ワークショップ ³ の準備、ファシリテーション
現地 NGO/アシスタント(1名)	計 5 日	ファシリテーション補佐、記録作成
邦人コンサルタント (1名)	計 5 日	本プロジェクトの基本方針、内容、実施体制・スケジュール等の実施計画、運営・維持管理計画と住民参加・住民による負担事項の説明及び協力要請

4) 活動プログラム案

日程	主な内容	所要時間 (目安)
1 日目	1. 当該ワークショップ ³ の目的説明	0.5 時間
	2. 本プロジェクトの背景、基本方針・内容、実施体制、全体工程の説明	1.5 時間
	3. 本プロジェクトの運営・維持管理体制、各主体の責任・役割の確認、住民参加促進及び住民の負担事項に対する方針の説明	1.5 時間
	4. ソフトコンポーネント活動の内容、期待される成果、配慮事項、実施体制・スケジュールの確認	1.5 時間
	5. 本プロジェクトの情報伝達網の確認	1 時間
	6. 質疑・応答	1 時間

¹: 中流州(CRR)は CRR 北部の Kuntaur と同南部 Janjanbure の 2 つの Area Council を有しているため、本プロジェクトの対象 Area Council 数は計 5 ヶ所となる。

²: 「ガ」国地方部の行政機構は現在、大統領直轄の Regional Governor が統括する州、その下部に地方選挙により選出された議員 (Ward Councilor) が構成する Area Council から構成される。また各省庁の地方事務所等から構成される Technical Advisory Committee(TAC)と Area Council は並列的な関係にあり、前者は中央政府・行政の方針・政策を受け、管轄区内の地域開発を支援する重要な機能を担っている。これら DWR を含む各省庁から派遣された形の TAC スタッフは Area Council に対し、各所管業務からの政策・技術的助言を行う。一方、Area Council は地方分権化政策の一環として設立され、今後、地域の開発事業の計画・実施促進についての権限を移管されることとなっている。従って、本プロジェクトではこのような「ガ」国での地方分権化政策の進行を考慮し、TAC ならびに Area Council 双方の参画、情報の共有を促進する。

5) 手法

現地 NGO/コンサルタント要員ならびに邦人コンサルタントによる講義・説明形式を中心に進め、対象者からの質疑・コメントに対する応答や協議を通して説明内容の確認を行う。

6) 活動の成果品

ワークショップ報告書

活動 3 プロジェクトの目的・内容・実施方法についてのオリエンテーション（活動所要期間：2日/サイト × 18 サイト 計 36 日間）

1) 目的

- ① TAC-MDFT を通じて、対象サイトが位置する地域の代表者（地区議員:Ward Councilor、地区開発委員会（Ward Development Committee : WDC）メンバー等）、村落内の指導者（村長、VDC、宗教指導者、年長者グループ:Council of Elders）等に対しプロジェクトの説明を行い、村落からの協力を要請する。
- ② 上記コミュニティ・リーダーへのプロジェクト説明時に合意した日程で、各対象サイトの住民全体を対象とするオリエンテーションを開催し、プロジェクトの目的・内容、スケジュール、住民、民間 OM 会社及び行政機関の役割、運営・維持管理費積立を含む住民の負担事項について説明し、プロジェクト受け入れに関する住民の意思を確認する。
- ③ 特に既存給水施設（ハンドポンプ、ジェネレーター式給水施設）を有するサイトにおいては、従来の給水施設とソーラー式給水施設の運営・維持管理における各関係者の役割・負担事項の相違、その理由、必要性などを先方の理解を深めつつ説明を行い、ソーラー式給水施設の導入に際し、過去に実施してきた運営・維持管理の実施内容との混同や誤解の無いように配慮して活動を進める。

2) 対象者

対象 18 サイトの住民

3) 活動実施担当者及び従事期間

実施担当者	従事期間	担当業務
現地 NGO/コーディネーター(1名)	計 36 日間	コミュニティ・リーダーならびに地域住民全体に対するプロジェクト説明の主導
現地 NGO/アシスタント(1名)	計 36 日間	プロジェクト説明補助、記録作成。
TAC-MDFT メンバー	計 36 日間	各サイトでのオリエンテーション開催に関する調整・フォローアップ

4) 活動プログラム案

日程	主な内容	所要時間（目安）
1 日目 (地域代表者を対象)	1. 当該ワークショップの目的説明	0.5 時間
	2. 本プロジェクトの背景、基本方針・内容、実施体制、全体工程の説明	1.5 時間
	3-1. 本プロジェクトの運営・維持管理体制、各主体の責任・役割の確認、住民参加促進及び住民の負担事項に対する方針の説明	1.0 時間
	3-2. 従来の給水施設とソーラー式給水施設の運営・維持管理における各主体の責任・役割、住民の負担事項の違いとその意味の説明	1.0 時間
	4. 村民全体説明の開催方法、場所などの設定	0.5 時間

日程	主な内容	所要時間（目安）
2日目 (村民全体を 対象)	1. 当該ワークショップの目的説明	0.5時間
	2. 本プロジェクトの背景、基本方針・内容、実施体制、全体工程の説明	2.0時間
	3-1. 本プロジェクトの運営・維持管理体制、各主体の責任・役割の確認、住民参加促進及び住民の負担事項に対する方針の説明	2.0時間
	3-2. 従来の給水施設とロー式給水施設の運営・維持管理における各主体の責任・役割、住民の負担事項の違いとその意味の説明	2.0時間

5) 手法

村落住民全体に対するオリエンテーションは、コミュニティ集会の形式により実施し、プロジェクトの背景、内容、実施計画、運営・維持管理費積立を含む住民側の負担事項、また民間 OM 会社との運営・維持管理委託契約における住民側の履行内容について説明を行う。建設される給水施設の簡易なモデル図ならびに施設のレイアウト図や、運営・維持管理費の用途・積みたてた資金の流れ等について図示した視覚教材を用い、住民の理解を促進する。対象コミュニティが複数のサブ・ビレッジから構成され規模が大きい場合には、コミュニティ・リーダーへのプロジェクト説明時に、集会の適切な開催方法・場所について助言を得る。

本活動では、現地 NGO/コンサルタント要員が邦人コンサルタントに代わり、全サイトにおいてプロジェクト全体の説明を行い、概略設計の内容について住民の理解を図り、村落レベルで今後実施されるソフトコンポーネント活動への住民の円滑な参加を促す。モチベーターは現地 NGO/コンサルタントとともに当該活動に参加し、主として集会時の各サイトでのオリエンテーション開催に関する調整、ファシリテーションを担当する。

6) 活動の成果品

TAC-MDFT による活動モニタリング・シート

これ以降の活動（活動 4 から活動 11）の実施は、対象サイトで現地 NGO/コンサルタントによる OJT 方式を採用する。現地 NGO/コンサルタントは各 Area Council の TAC-MDFT メンバーに対し、各活動につき 1 度 OJT を実施し、その後 TAC-MDFT メンバーが管轄 Area Council 内の対象サイトにおいて同様の活動を実施することとなる。

活動 4 VWC の設立・再組織化（活動所要期間：1 日／サイト × 18 サイト 計 18 日間）

1) 目的

- ① 本プロジェクトにおける VWC の責任・役割について住民の合意を形成する。
- ② VWC 運営に関する規約（メンバー構成、任期、選出方法、意思決定方法、VDC ならびに住民全体集会への報告等）について住民の合意を形成する¹。
- ③ VWC メンバーの選出を行う。

¹:VDC—地方自治体の行政組織ではないが、地方自治体と村落の間において当該村落内全ての開発関連活動の計画・管理・調整に携わる。VWC もこの VDC の傘下にある。

VWC—建設された給水施設の運営・維持管理に直接的に携わる。その設立までのプロセスは住民全体集会を経て決定され、その後の運営・維持管理活動内容も同集会にて報告される。

住民全体集会—VWC のメンバー及び活動内容を決定し、その活動に関する報告を定期的受ける。また VWC 活動内容の変更の際にも同集会にて意思決定が実施される。